

北海道釧路養護学校

第2回学校運営協議会

令和2年（2020年）12月1日

# 北海道釧路養護学校 学校運営協議会

## 発令通知（辞令交付）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する特別職の地方公務員とする

# コミュニティ・スクール

- (1) 「コミュニティ・スクール」とは、「学校運営協議会制度を導入した学校」をいう。
- (2) 「学校運営協議会制度」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」）第47条の6」に規定されている。
- (3) 「学校運営協議会」は、学校が地域住民や保護者と教育目標を共有し、組織的・継続的な連携を可能とする法律に基づいた仕組みであり、学校の教育目標や、ビジョンを学校と共有すると共に、教育委員会や校長に意見を述べることができる一定の権限を有する合議制の機関である。
- (4) 「学校運営協議会」の主な役割としては、「校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。」ことが第一義的な事項であり、「学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。」、「教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。」とされている。
- (5) 「コミュニティ・スクール」は、「地域住民等が学校運営に参画し、学校を応援する仕組みである。」とも言われている。

# コミュニティ・スクールの導入のメリット

- (1) 校長や特定の教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる「持続可能な仕組み」である。**
- (2) 学校運営協議会や熟議等を通して、子供たちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子供を育てていくのか、何を実現していくのかという「目標・ビジョンを共有」できる。**
- (3) 校長が作成する学校運営の「基本方針の承認」を通して、学校や地域、子供たちが抱える課題に対して関係者がみな当事者意識を持ち、「役割分担をもって連携・協働による取組」ができる。**

# 新学習指導要領

学校においては、新学習指導要領の趣旨（新学習指導要領では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという理念）の基で「社会に開かれた教育課程の実現」を理解し、学校の中でどのように実現していくのか、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にすることが重要である。

社会との連携・協働によりその実現を図っていくことが重要になる。

# 北海道釧路養護学校の役割

- ① 学校と「根釧地域」が連携・協働し、地域社会全体の様々な機能を活用した教育活動の推進に努める。
- ② 「根釧地域」において生徒が自立し社会参加できる環境の整備（ネットワークの構築）に努める。
- ③ 「根釧地域」において特別支援教育及び本校教育活動の理解、障がい者理解の促進に努める。